

## 各種預金規定における暴力団排除条項の一部改正のお知らせ

当金庫では、平成 22 年 7 月から暴力団など反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みの一環として、各種預金規定や当金庫が提供する各種サービス等の規定、信用金庫取引約定書に「暴力団排除条項」を設け、口座開設やサービス利用開始の際、お客さまが暴力団や総会屋等の反社会的勢力でないことを表明・確約して頂いています。

この取り組みを強化するため、警察庁および金融庁からの要請を受け、普通預金規定・定期預金規定等の「暴力団排除条項」を下記のとおり一部改正し、平成 25 年 12 月 16 日(月)から適用させていただきます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

### 適用日

平成 25 年 12 月 16 日(月)

改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 今回改正する規定等

- ( 1 ) 普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ( 2 ) やましん定期性総合口座取引規定
- ( 3 ) 期日指定定期預金規定
- ( 4 ) 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ( 5 ) 自由金利型定期預金規定(大口定期)
- ( 6 ) 変動金利定期預金規定
- ( 7 ) 積立定期預金規定
- ( 8 ) 定期積金(スーパー積金)規定
- ( 9 ) 納税準備預金規定
- ( 10 ) 貯蓄預金規定
- ( 11 ) 通知預金規定

### 一部改正内容

- ( 1 ) 普通預金規定・定期預金規定等における反社会的勢力の属性要件については「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者」(以下これらを「暴力団員等」という。)と規定していましたが、反社会的勢力の属性の一層の明確化を図る

ため、次の１～５の要件に改正致しました。

暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有すること

(２) さらに、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者については、暴力団との関係が断ち切れていない蓋然性が高い実態を前提として、法律において一定の業を営むことができないとされていること等に鑑み、「暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者」を属性要件に追加致しました。

以上

平成 25 年 12 月

